



Green For All  
KAWASAKI 2024  
第4回 川崎市環境美化コンテスト



KAWASAKI  
SDGs

令和6年1月18日

## JR 東日本南武線連続立体交差事業（矢向駅～武蔵小杉駅間）に係る 条例環境影響評価審査書を公告します

川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、JR 東日本南武線連続立体交差事業（矢向駅～武蔵小杉駅間）に係る条例環境影響評価審査書を次のとおり公告します。

1 指定開発行為の名称及び種類

名称：JR 東日本南武線連続立体交差事業（矢向駅～武蔵小杉駅間）

種類：鉄道若しくは軌道の新設又は線路の改良（第2種行為）

2 指定開発行為者

名称：川崎市

代表者：川崎市長 福田 紀彦

所在地：川崎市川崎区宮本町1番地

3 公告日

令和6年1月18日（木）

4 事業内容等に関する問合せ先

窓口：川崎市建設緑政局 道路河川整備部 道路整備課

所在地：川崎市川崎区宮本町1番地

電話番号：044-200-3499

5 備考（「条例環境影響評価審査書」とは）

指定開発行為者が作成した条例環境影響評価準備書について、市長は環境の保全の見地から審査し、条例環境影響評価審査書を作成し、指定開発行為者に送付します。

川崎市環境局環境対策部環境評価課

電話（044）200-2156

FAX（044）200-3921

Mail 30kanhyo@city.kawasaki.jp

(写)

**JR 東日本南武線連続立体交差事業（矢向駅～  
武蔵小杉駅間）に係る条例環境影響評価審査書**

令和 6 年 1 月

川 崎 市

はじめに

JR 東日本南武線連続立体交差事業（矢向駅～武蔵小杉駅間）は、川崎市が、鉄道事業者である東日本旅客鉄道株式会社の協力を得て、東日本旅客鉄道南武線（以下「JR 南武線」という。）の幸区の矢向駅から中原区の武蔵小杉駅間となっている約 4.5km の区間において、鉄道の高架化を行うものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、令和 5 年 1 月 12 日に指定開発行為実施届及び条例環境影響評価準備書（以下「条例準備書」という。）を提出した。

市は、この提出を受けて条例準備書の公告、縦覧を行ったところ、市民等から意見書の提出があったことから、指定開発行為者が作成した条例見解書の提出を受け、これを公告、縦覧した。

さらに、関係住民からの申出に基づき公聴会を開催した。これらの結果をもって、川崎市環境影響評価審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、令和 5 年 12 月 20 日に答申を得た。

市では、この答申を踏まえ、条例第 24 条に基づき、条例準備書等を総合的に審査し、本条例環境影響評価審査書（以下「条例審査書」という。）を作成したものである。

## 目 次

|   |                               |   |
|---|-------------------------------|---|
| 1 | 指定開発行為の概要.....                | 1 |
| 2 | 審査結果.....                     | 4 |
|   | (1) 全般的事項.....                | 4 |
|   | (2) 環境影響評価項目に関する事項.....       | 4 |
|   | ア 大気質.....                    | 4 |
|   | イ 騒音.....                     | 4 |
|   | ウ 振動.....                     | 4 |
|   | エ 廃棄物等（建設発生土）.....            | 5 |
|   | オ 景観.....                     | 5 |
|   | カ 日照障害.....                   | 5 |
|   | キ テレビ受信障害.....                | 5 |
|   | ク 地域交通（交通安全、交通混雑）.....        | 5 |
|   | ケ その他.....                    | 6 |
|   | (3) 環境配慮項目に関する事項.....         | 6 |
|   | ア 地球温暖化対策.....                | 6 |
|   | (4) 事後調査に関する事項.....           | 6 |
| 3 | 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続き経過..... | 7 |
| 4 | 川崎市環境影響評価審議会の審議経過.....        | 7 |

## 1 指定開発行為の概要

### (1) 指定開発行為者等

#### ア 指定開発行為者

名 称：川崎市

代表者：川崎市長 福田 紀彦

住 所：川崎市川崎区宮本町1番地

#### イ 鉄道事業者

名 称：東日本旅客鉄道株式会社

代表者：代表取締役社長 深澤 祐二

住 所：東京都渋谷区代々木二丁目2番2号

### (2) 指定開発行為の名称及び種類

名 称：JR 東日本南武線連続立体交差事業（矢向駅～武蔵小杉駅間）

種 類：鉄道若しくは軌道の新設又は線路の改良（第2種行為）

（川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第1の10の項  
に該当）

### (3) 指定開発行為を実施する区域

位 置：川崎市幸区塚越3丁目～中原区新丸子東2丁目

延 長：約4.5km

### (4) 計画の概要

#### ア 目的

鉄道の高架化

イ 事業概要

(7) 事業計画の概要

| 項目      | 内容                             |
|---------|--------------------------------|
| 事業名     | JR 東日本南武線連続立体交差事業 (矢向駅～武蔵小杉駅間) |
| 事業区間    | 矢向駅～武蔵小杉駅                      |
| 事業延長    | 約 4.5km                        |
| 除去踏切数   | 9箇所                            |
| 駅       | 3駅 (鹿島田駅、平間駅、向河原駅)             |
| 工法      | 別線高架工法                         |
| 変電所(移設) | 1箇所 (向河原変電所)                   |

(1) 構造の概要

| 項目        |                 | 内容     |                     |
|-----------|-----------------|--------|---------------------|
| 一般部       | 高さ              | 盛土構造   | 約 2 ～ 6 m (防音壁天端高さ) |
|           |                 | 高架構造   | 約 6 ～ 10m (防音壁天端高さ) |
|           | 橋脚間距離           | 約 13m  |                     |
| 駅部        | 高さ              | 鹿島田駅   | 約 12m               |
|           |                 | 平間駅    | 約 15m               |
|           |                 | 向河原駅   | 約 13m               |
|           | 幅               | 鹿島田駅   | 約 19m               |
|           |                 | 平間駅    | 約 16m               |
|           |                 | 向河原駅   | 約 19m               |
|           | プラットホーム延長       | 約 130m |                     |
| 駅構造形式     | 高架式             |        |                     |
| プラットホーム形式 | 相対式 (鹿島田駅、向河原駅) |        |                     |
|           | 島式 (平間駅)        |        |                     |

ウ 建築計画（変電所）

| 区分     | 計画建物（変電所）                    |
|--------|------------------------------|
| 建築敷地面積 | 約 1,250 m <sup>2</sup>       |
| 建築面積   | 約 412 m <sup>2</sup>         |
| 建ぺい率   | 約 33.0%                      |
| 延べ面積   | 約 819 m <sup>2</sup>         |
| 容積率    | 約 65.5%                      |
| 構造     | R C 造（一部鉄骨造）                 |
| 階数     | 地上 2 階                       |
| 建物高さ   | 約 17m（約 22m <sup>注1）</sup> ） |

注1）地上から屋上クレーン上階までの高さ

## 2 審査結果

### (1) 全般的事項

本指定開発行為は、鉄道を高架化するものであり、工事中や供用時における環境上の配慮が求められることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置等を実施するとともに、本審査書の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に周辺住民等に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、問合せ窓口等について周知すること。

### (2) 環境影響評価項目に関する事項

#### ア 大気質

計画区間及び工事用車両ルートが学校、保育所、住宅等に近接していること、工事が概ね16年と長期間に及ぶことから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

#### イ 騒音

計画地及び工事用車両ルートが学校、保育所、住宅等に近接していること、工事が概ね16年と長期間に及ぶこと、沿道における等価騒音レベルが現況において既に環境保全目標を超過している地点があることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知すること。

線路の高架化による影響は地上付近よりも高所で大きくなることから、条例環境影響評価書（以下「条例評価書」という。）において、高架化に伴う影響が大きくなると考えられる地点における評価結果を示すこと。その際、調査、予測地点の設定の根拠を明らかにするとともに、必要に応じて調査、予測地点を追加すること。

#### ウ 振動

計画地及び工事用車両ルートが学校、保育所、住宅等に近接していること、工事が概ね16年と長期間に及ぶことから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車



両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知すること。

エ 廃棄物等（建設発生土）

(ア) 建設発生土

処理する建設発生土については、再利用等を含めた処理方法について、その実施内容を市に報告すること。

オ 景観

工作物の外観の色彩等については、川崎市景観計画を踏まえるとともに、市関係部署と十分協議の上、決定すること。

カ 日照阻害

日影の影響を比較的大きく受ける建物については、その影響の程度について住民等に説明すること。

キ テレビ受信障害

障害が発生したときの問合せ窓口を関係住民に明らかにし、その対策については確実に実施すること。

ク 地域交通（交通安全、交通混雑）

工事用車両ルートが学校、保育所、住宅等に近接していること、工事用車両ルートの一部が指定通学路になっていること、歩車分離がされていない区間があること、信号機のない横断歩道があることから、事業の実施に当たっては交通安全対策を最優先するとともに、事前に周辺住民等に対し工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について周知を徹底すること。

計画区間周辺の交差点において、複数の交差点が短い距離で近接しているものや、右折専用車線が整備されていない交差点が多く、滞留列が上流側の隣接交差点に達すること等により、計算上の交通処理が行えなくなる可能性があることから、工事用車両の運行管理を徹底するとともに、発生集中台数が想定を超える場合には、交通管理者と適切な対応を協議

すること。

#### ケ その他

著しい温室効果ガス発生の要因となる施設はないため予測・評価項目として選定しないこととしているが、本事業の実施に伴う交通混雑の緩和は、大きく温室効果ガスの排出削減に寄与するものと考えられることから、条例評価書において温室効果ガスを選定し、その影響の程度について言及すること。その際、周辺地域の概況において、踏切部における交通の阻害の状況を整理すること。

### (3) 環境配慮項目に関する事項

条例準備書に記載した「電磁波・電磁界」、「光害」、「地震時等の災害」、「地球温暖化対策」及び「資源」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施の内容について市に報告すること。

#### ア 地球温暖化対策

工事中の措置の内容について、建設資材の調達に関する配慮の内容についても検討すること。

### (4) 事後調査に関する事項

条例準備書に記載した事後調査計画の内容に加え、環境影響評価項目に関する事項で指摘した内容を踏まえ、計画的な事後調査を行うこと。

また、事後調査の結果、条例準備書で予測した数値を超えること等により、生活環境の保全に支障が生じる場合は、直ちに市に連絡するとともに、生活環境を保全するための適切な措置を講ずること。

### 3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

|            |  |
|------------|--|
| 令和5年 1月12日 | 指定開発行為実施届の受理及び条例準備書の受領                       |
| 1月20日      | 条例準備書公告、縦覧開始                                 |
| 3月6日       | 条例準備書縦覧終了、意見書の締切<br>意見書の提出 5名、5通             |
| 8月4日       | 条例見解書の受領                                     |
| 8月16日      | 条例見解書公告、縦覧開始                                 |
| 8月30日      | 条例見解書縦覧終了<br>公聴会において意見を述べたい旨の申出の締切<br>申出者 1名 |
| 9月14日      | 公聴会開催公告                                      |
| 9月30日      | 公聴会開催<br>公述人 1名、傍聴人 3名                       |
| 11月6日      | 市長から審議会に条例準備書について諮問                          |
| 12月20日     | 審議会から市長に条例準備書について答申                          |
| 令和6年 1月18日 | 条例審査書公告、指定開発行為者宛て送付                          |

### 4 川崎市環境影響評価審議会の審議経過

|            |                     |
|------------|---------------------|
| 令和5年 11月7日 | 審議会（条例準備書事業者説明及び審議） |
| 11月15日     | 現地視察                |
| 12月20日     | 審議会（条例準備書答申案審議）     |